

米子市勤労青少年ホーム

指定管理者 募集要項

平成18年8月9日

米子市

地方公共団体が設置する公の施設の管理においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体を指定管理者に指定し、施設の維持管理などの業務を行わせることができる。これを指定管理者制度という。

米子市では、米子市勤労青少年ホーム条例（平成17年米子市条例第161号。以下「ホーム条例」という。）に基づき設置された米子市勤労青少年ホームの管理に関する業務（以下「管理業務」という。）を効果的かつ効率的に行うため指定管理者制度を適用することとし、本募集要項のとおり指定管理者を募集する。

【参考】地方自治法第244条の2第3項の規定

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

1 施設の概要

(1) 名称	米子市勤労青少年ホーム（以下「ホーム」という。）
(2) 所在地	米子市東福原八丁目24番31号
(3) 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造り 地上1階建て
(4) 敷地面積	7,693平方メートル
(5) 建築面積	999平方メートル
(6) 開館日	昭和57年4月1日
(7) 主な施設内容	音楽室（大・小）・集会室・軽運動室・料理講習室・和室・講習室 図書室・駐車場約20台 別添の「米子市勤労青少年ホーム平面図」参照
(8) 施設の現状	ホームは、主として福利厚生施設に恵まれない中小企業等に働く青少年のための、スポーツ、レクリエーション、文化教養等健全な余暇活動の場として利用されている。
(9) 施設の運営状況（平成17年度）の概要	ア 使用許可件数 2,774件 イ 利用者数 24,781人 ウ 使用料収入額 776千円 エ 主な自主事業及びその収入額 ・勤労青少年のための教養講座（無料） オ 管理運営費（支出額の合計） 13,806千円 別添の「平成17年度米子市勤労青少年ホーム運営状況」参照

2 指定管理者が行う業務

(1) 法令等の遵守

指定管理者は、ホームの管理業務の処理に当たって、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

ア 勤労青少年福祉法（昭和45年法律第98号）

イ 地方自治法

ウ ホーム条例及び米子市勤労青少年ホーム条例施行規則（平成17年米子市規則第129号）

エ 米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例（平成17年米子市条例第26号。以下「手続条例」という。）及び米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例施行規則（平成17年米子市規則第18号。以下「手続規則」という。）

オ 米子市行政手続条例（平成17年米子市条例第25号）

カ その他管理業務に適用される法令等

(2) 業務の範囲

指定管理者は、次に掲げるホームの管理業務を行うものとする。

ア ホームの施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

(ア) 施設等の保守点検、補修及び清掃

(イ) 施設等の警備

(ウ) 冷暖房装置の操作

(エ) 敷地内の除草等の環境整備

(オ) 施設等に係る経費（電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、インターネット利用料、下水道使用料、燃料費等）の支払

イ ホームの施設等の使用の許可（以下単に「使用許可」という。）に関すること。

(ア) 使用者登録申請書の受付及び利用証の交付

(イ) 許可申請書の受付及び許可書の交付

(ウ) 各種届出書の受付

(エ) 使用料の収納（減額、免除及び還付の決定に関するものを除く。）

(オ) 利用者の応接

ウ ホームの利用の促進に関すること。

(ア) 広報活動の実施

エ ホームの設置目的に適合する自主事業の企画及び実施に関すること。

(ア) 勤労青少年のための教養講座の企画及び実施

(イ) その他自主事業の企画及び実施

オ その他ホームの管理業務のうち、次に掲げるもの

(ア) 管理業務の処理に必要な体制の整備

- (イ) 情報の公開及び個人情報の保護に関する措置
- (ウ) 防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保に関する措置
- (エ) 事業報告書の作成及び提出
- (オ) 経営状況を説明する書類の作成及び提出
- (カ) 市が指示する書類、資料等の作成及び提出並びに米子市勤労青少年ホーム運営委員会への出席
- (キ) その他管理業務に関する庶務、経理等の事務

(3) 管理の基準

指定管理者は、次により、ホームの管理業務を適切に行うものとする。

ア 基本方針

- (7) 指定管理者は、管理業務の処理に当たっては、自らの創意工夫を活かし、利用者に対するサービスを向上するとともに、管理経費の縮減を図り、もって市民福祉をより一層増進させること。
- (イ) 指定管理者は、市民が広く利用する公の施設としてのホームの性格を十分認識し、利用者にとっての快適なホームの環境づくり及びホームの利用の促進を目指すとともに、ホームの施設等について、日常又は定期に必要な保守業務及び点検業務を行うことにより最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めること。
- (ウ) 指定管理者は、ホームの利用の促進を図るため、積極的に広報活動を実施するとともに、ホームの設置目的に適合した魅力のある自主事業の企画及び実施に努めること。

イ 基本的事項

- (7) ホームの開館時間及び休館日は、ホーム条例第3条及び第4条に規定するところによること。ただし、指定管理者は、市長の承認を受けて、これらを変更することができる。
- (イ) ホーム条例に基づき、公平かつ公正に使用許可を行うこと。なお、ホーム条例第9条各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を行わないこと。
- (ウ) ホーム条例第11条第2項各号のいずれかに該当する場合は、使用者又は利用者に対し、使用許可等を取り消し、ホームの施設等の使用若しくは利用を制限し、若しくは停止し、ホームへの入館を拒否し、又はホームからの退館を命ずることができる。
- (エ) 指定管理者は、センターの使用料の収納を、市の指示に基づき適切に行うこと。
この場合において、指定管理者は、当該使用料をその収入として収受することはできない。
- (オ) 指定管理者は、米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号）の趣旨にのっとり、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講じなければならない。

- (カ) 指定管理者は、管理業務の範囲内で、個人情報（米子市個人情報保護条例（平成17年米子市条例第23号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関し市長と同様の責務を有するものとし、市長の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (キ) 指定管理者は、自主事業を実施する場合は、あらかじめその内容を市と協議しなければならない。

ウ 管理業務の処理体制に関する事項

- (7) 指定管理者は、勤労青少年福祉法第16条に規定する勤労青少年ホーム指導員その他の職員（以下単に「職員」という。）を適正に配置するほか、管理業務の処理に必要な体制を整備しなければならない。なお、ホームには、職員のうちから、ホームの統括責任者として館長1人を、これを補佐する者として副館長1人を置くものとする。
- (イ) 指定管理者は、職員の名簿を市に提出しなければならない。職員の異動を生じた場合も、同様とする。
- (ウ) 指定管理者は、職員に対して管理業務の処理に必要な研修を実施しなければならない。この場合において、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保については、特に十分に職員を指導し、及び訓練するものとする。
- (エ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して事故（人身事故、施設等の破損事故等をいう。）が生じたときは、直ちにその旨を市に報告し、その処理方法について市と協議しなければならない。
- (オ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して生じた職員の災害について、すべての責任をもつこととし、理由のいかんを問わず、市は、何らの責任を負わないものとする。
- (カ) 指定管理者及びその職員は、管理業務の処理において知り得た市の行政上の事項その他管理業務の処理に関する一切の事項を第三者に漏らしてはならない。指定の終了後も、同様とする。

エ その他の事項

- (7) 市は、ホームの施設等及びホームに備え付けられた備品（市の所有に係るものに限る。）を、指定管理者に無償で使用させる。なお、指定管理者は、ホームにその所有に係る備品を備え付けようとする場合は、あらかじめ市に報告しなければならない。
- (イ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して別に会計を設け、経理を明確にしなければならない。
- (ウ) 指定管理者は、手続条例第11条及び手続規則第6条の規定に基づき、毎年度、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。
- (エ) 指定管理者は、手続規則第7条の規定に基づき、毎年度、経営状況を説明する

書類を作成し、市長に提出しなければならない。

- (オ) 指定管理者は、管理業務の処理を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。ただし、あらかじめ市の承認を受けた一部の業務（清掃、警備等）については、この限りでない。

3 市が直接行う業務

次に掲げる業務については、市が直接行うものとする。

- (1) ホームの目的外使用の許可その他の市に専属的に付与された行政処分に関すること。
- (2) 米子市勤労青少年ホーム運営委員会の開催に関すること。

4 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料及び自主事業の収入によって賄うものとする。なお、指定管理料の額及び支払方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支予算書に基づき、市と指定管理者が協議し、双方で締結する協定で定める。

5 市と指定管理者との責任の分担

次の表に掲げる事案に係る市と指定管理者との責任の分担は、原則として同表に定めるとおりとする。

事 案		責任の分担
施設等の損傷	施設等の管理上の瑕疵 ^{かし} に係るもの	指定管理者
	上記以外のもの	事案の原因ごとに判断し、市と指定管理者が協議して定める。
利用者（これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。）への損害賠償	施設等の管理上の瑕疵 ^{かし} に係るもの	指定管理者
	上記以外のもの	事案の原因ごとに判断し、市と指定管理者が協議して定める。
施設等の修繕	施設等の大規模な修繕（資産価値の向上又は耐用年数の延長につながるものをいう。）	市
	上記以外のもの	指定管理者
施設等に係る火災保険及び災害保険への加入		市
利用者に係る損害賠償保険（指定管理者が市の出資団体など一定の条件を満たす場合に限り、指定管理者を被保険者とみなす取扱いがあるもの）への加入		市（なお、左記に該当しない損害賠償保険については、市は加入しない。）

6 指定の期間

指定管理者の指定の期間は、平成19年4月1日から平成24年3月31日までとする。なお、当該期間の満了に伴う新たな指定管理者の指定は、原則として公募による。

7 その他の条件

- (1) 指定管理者は、管理業務を行うため、新たに職員を雇用する場合にあっては、現に当該管理業務を行っている市の職員の採用に配慮するよう努めること。
- (2) 指定管理者は、管理業務を開始する日までに、市から事務引継を受けなければならない。
- (3) 指定管理者は、管理業務の処理に当たり、ホームの利用者で構成する団体その他関係団体との連携協力を努めること。
- (4) 市は、市の事業の実施、災害の発生その他特別の事情がある場合は、ホームの施設等を優先的に使用することがあること。この場合において、指定管理者は、これに協力しなければならない。

8 応募資格等

(1) 応募資格

ホームの指定管理者に応募することができる者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

ア 破産者で復権を得ないもの

イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの

ウ 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

(ア) 破産者で復権を得ないもの

(イ) 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例により同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定が適用される準禁治産者を含む。）

(ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(エ) 公務員であった者であって、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの

(2) 複数の法人等による応募

ホームの管理業務を効果的かつ効率的に行うために必要な場合は、複数の法人等（以

下「グループ」という。)が共同して応募することができる。この場合において、次に掲げる事項に留意すること。

ア グループの構成団体を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる法人等を定めること。

イ 単独で応募した法人等は、グループの構成団体として応募することができない。

ウ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできない。

9 応募の方法

ホームの指定管理者に応募しようとする者は、次により指定申請書その他の書類(以下「応募書類」という。)を市長に提出すること。

(1) 応募書類の受付期間

平成18年8月14日(月)から同年9月19日(火)まで

(2) 応募書類の提出方法等

ア 応募書類の提出方法は、持参又は郵便若しくは信書便によること。なお、郵送又は信書便による提出にあつては、平成18年9月19日(火)午後5時必着とする。

イ 応募書類の提出先は、米子市経済部商工課(所在地等は、第13項参照)とする。

(3) 応募書類の種類

提出する応募書類の種類は、次のとおりとする。なお、グループによる応募の場合にあつては、工からカまでに掲げる応募書類は、各構成団体について提出すること。

ア 指定申請書(別添の様式第1号)

イ 事業計画書(別添の様式第2号)

ウ 収支予算書(別添の様式第3号)

エ 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則その他これに類するものの写し)

オ 直前の事業年度の貸借対照表及び財産目録

カ 指定管理者の指定についての欠格条項に該当しないことを説明した書類(別添の様式の「申立書」によること。)

キ グループによる応募の場合にあつては、グループの名称、各構成団体の名称及び代表となる法人等の名称を明示した書類(別添の様式の「グループ構成団体一覧表」によること。)

(4) 応募書類の提出部数

正本1部及び副本7部(そのうち1部は製本をしないもの)を提出すること。副本は、正本を複写して作成して差し支えない。

(5) 説明会の開催

ホームの施設等の概要、管理業務の内容等の説明を行うため、次により説明会を開催する。

- ア 日 時 平成18年8月22日(火) 午後1時30分から
- イ 場 所 米子市東福原八丁目24番31号 米子市勤労青少年ホーム
- ウ 申込方法 平成18年8月21日(月)までに、電話、ファクシミリ又は電子メールにより、米子市経済部商工課(電話番号等は、第13項参照)に申し込むこと。その際、法人等の名称、代表者及び参加希望者名を明示すること。

(6) 応募に当たっての留意事項

- ア 応募書類のほかに、必要に応じて、追加資料の提出を依頼することがある。
- イ 応募書類及び追加資料は、返却しない。
- ウ 応募書類及び追加資料は、米子市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- エ 受付期間の終了後における応募書類及び追加資料の再提出又は差替えは、原則として認めない。
- オ 応募書類及び追加資料の作成及び提出に要する費用は、すべて応募する法人等の負担とする。

10 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法

市長は、応募があった法人等のうちから、指定管理者の候補者(以下単に「候補者」という。)を選定する。なお、候補者の選定に当たっては、あらかじめ、学識経験者等の委員で構成する米子市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴く。

(2) 選定基準

候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。なお、当該選定基準の詳細は、別添の「指定管理者候補者選定基準」のとおりとする。

- ア 事業計画書によるホームの運営が、ホームの使用者又は利用者の平等な使用又は利用を確保するものであること。
- イ 事業計画書の内容が、ホームの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、ホームの管理業務に係る経費の節減を図るものであること。
- ウ 当該応募した法人等が、事業計画書に沿ったホームの管理を安定して行う能力を有するものであること。

(3) 審査方法等

選定に伴う応募書類及び応募した法人等の審査は、書類審査によるものとする。なお、応募書類の内容については、面接により聴取りを行う。

(4) 候補者の決定

市長は、候補者を決定した場合は、その結果を応募した法人等のすべてに書面で通知するとともに、公表する。なお、候補者の決定に当たっては、市との交渉権を有する複数の法人等を順位を付して定め、第1順位の交渉権を有する法人等から順に指定

の条件等の詳細を協議し、協議が整ったものを当該候補者に決定する場合がある。

11 指定管理者の指定等

指定管理者の指定は、候補者をホームの指定管理者とする旨の議案を平成18年12月に開催される予定の米子市議会定例会に上程し、その議決を受けて行うものとする。なお、市と指定管理者との間に締結する協定の内容その他指定管理者の管理業務を行わせるために必要な事項の具体的な協議については、当該議決後において速やかに行うものとする。

12 別添書類の一覧

- (1) 米子市勤労青少年ホーム平面図
- (2) 平成17年度米子市勤労青少年ホーム運営状況
- (3) 指定申請書の様式
- (4) 事業計画書の様式
- (5) 収支予算書の様式
- (6) 申立書の様式
- (7) グループ構成団体一覧表の様式
- (8) 指定管理者候補者選定基準

13 問い合わせ先及び応募書類の提出先

米子市経済部商工課労政係

[所在地] 〒683-8686 鳥取県米子市東町161番地2(第2庁舎4階)

[電話番号] 0859-23-5216

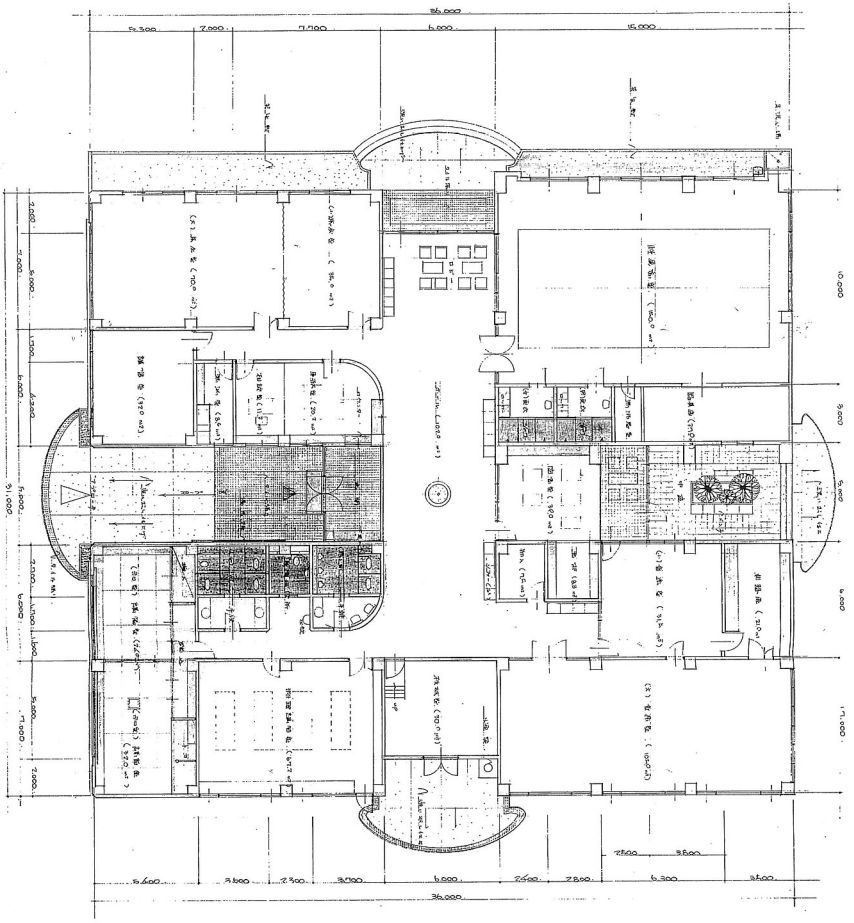
[ファクシミリ] 0859-22-6106

[電子メールアドレス] shoko@yonago-ci ty. jp

14 その他

この募集要項及び指定申請書等の様式(PDF版)は、本市のホームページからダウンロードすることができる。

[ホームページURL] <http://www.yonago-ci ty. jp/section/gyoukaku/>



1F 平面図 1/100

平成17年度米子市勤労青少年ホーム運営状況

1 施設等の利用状況

区 分	使用許可件数(件)	利用者数(人)	使用料収入額(円)
音楽室(大)	720	8,307	137,945
音楽室(小)	179	551	59,740
集会室	499	5,526	220,710
軽運動室	602	5,118	166,435
講習室	200	2,014	54,900
料理講習室	172	1,363	54,130
和室	130	920	82,920
図書室	269	875	0
その他	3	107	0
合 計	2,774	24,781	776,780

2 主な自主事業

事業名	実施(開催)日	事業概要	参加者数 (人) 延人数	収入額 (円)
韓国語教室	17年6月23日 ~9月8日	勤労青少年のための 教養講座	165	0
着付教室	17年7月25日 ~10月31日	同上	82	0
毛筆習字教室	17年7月25日 ~10月31日	同上	151	0
フラワー デザイン教室	17年6月17日 ~12月22日	同上	85	0
生花教室	17年10月7日 ~12月22日	同上	68	0
Funk jazz 教室	17年8月23日 ~11月8日	同上	92	0
太極拳教室	17年9月22日 ~12月15日	同上	184	0

3 管理体制及び職員の配置状況

(1) 管理体制

米子市勤労青少年ホームの管理業務は、市が直接処理した。

(2) 職員の配置状況（平成18年3月31日現在）

米子市勤労青少年ホームの管理業務に従事した市の職員の配置状況は、次のとおりである。

館長（1人）—— 副館長（1人）—— 指導員（3人）
（商工課長兼務）

4 収入及び支出に係る決算の状況

米子市勤労青少年ホームの管理業務の収入及び支出に係る決算の状況は、次のとおりである。

(1) 収入の部

科目	決算額（円）	備考
市費	13,028,289	
使用料収入	776,780	
収入額の合計	13,805,069	

(2) 支出の部

科目	決算額（円）	備考
人件費	8,520,105	
非常勤職員報酬	4,423,558	
臨時職員賃金	2,457,535	
報償費	631,000	
共済費	956,672	
健康診断料	11,340	
審議会委員報酬	40,000	
施設管理費	4,805,664	
（内訳）消耗品費	90,390	
燃料費	227,680	
印刷製本費	26,250	
光熱水費	1,254,431	
通信費	110,337	
清掃費	1,627,500	

夜間警備費	444,780	
冷暖房装置の保守点検費	152,250	
消防器具保守点検費	100,800	
手数料	97,650	
損害保険料	3,607	
修繕費	149,572	換気装置等の修繕
電子複合機借料	79,467	
NHK 受信料	14,910	
備品購入費	16,800	
下水道負担金	369,240	
協議会負担金	40,000	全国勤労青少年ホーム協議会
事業費 (内訳) 教養講座開催事業費	420,000	講師謝金
その他の支出	59,300	旅費
支出額の合計	13,805,069	

平成 年 月 日

指定申請書

様

申請者 名称
所在地
代表者氏名 印
連絡先（電話番号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定を受けたいので、米子市公の施設の指定管理者の指定の手續等を定める条例（平成17年米子市条例第26号）第4条第1項の規定により申請します。

管理を行おうとする市の施設の名称

米子市

添付書類

- 1 当該市の施設の管理業務に関する事業計画書及び収支予算書
- 2 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等の写し）
- 3 直前の事業年度の貸借対照表及び財産目録
- 4 条例第5条各号の規定に該当しないことを説明した書類

様式第2号（第3条関係）

の管理業務に関する事業計画書
〔施設の管理業務に対する基本方針〕
〔指定管理者の指定を申請した理由〕
〔施設の現状に対する認識及び今後の在り方〕

〔施設の管理業務に係る職員体制〕

1 管理体制（組織図・職員数）

2 研修計画（事業に関するもの、接遇に関するもの等）

3 緊急時の対応

（1）防犯、防災に対する態勢

（2）その他の緊急事態に対する態勢

〔情報の公開を行うための措置〕

〔個人情報保護するための措置〕

自主事業計画書（ 年度）		
事業名	目的・内容	実施時期・回数

注 指定の期間の各年度について作成すること。

平成 年 月 日

申 立 書

様

名 称
申立者 所 在 地
代表者氏名

印

指定管理者の応募に当たり、次のとおり申し立てます。

記

当社（団体）は、米子市公の施設の指定管理者の指定の手續等を定める条例（平成17年米子市条例第26号）第5条に規定する指定管理者の指定に係る欠格条項のいずれにも該当しません。

（欠格条項）

第5条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの
- (3) 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 破産者で復権を得ないもの
 - イ 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例により同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定が適用される準禁治産者を含む。）
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 公務員であった者であって、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの

グループ構成団体一覧表

グループの名称			
代表となる法人等	名 称		
	所 在 地		
	代表者氏名		
	連 絡 先	(電話番号)	
他の構成団体	名 称		
	所 在 地		
	代表者氏名		
	連 絡 先	(電話番号)	
他の構成団体	名 称		
	所 在 地		
	代表者氏名		
	連 絡 先	(電話番号)	
他の構成団体	名 称		
	所 在 地		
	代表者氏名		
	連 絡 先	(電話番号)	
他の構成団体	名 称		
	所 在 地		
	代表者氏名		
	連 絡 先	(電話番号)	

米子市勤労青少年ホーム指定管理者候補者選定基準

選定基準	評定（数値は配点）				
	優	やや優れている	普通	やや劣っている	劣
1 事業計画書による施設の運営が、施設の利用者又は利用者の平等な使用又は利用を確保するものであること。（30点）					
(1) 関係する法律、条例等に基づく施設の管理基準を理解し、遵守が見込まれるか。	10	7	5	2	1
(2) 特定の団体等を優遇するおそれはないか。	10	7	5	2	1
(3) 情報公開・個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。	10	7	5	2	1
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。（60点）					
(1) 施設の管理業務に対する基本方針は適切か。	10	7	5	2	1
(2) 施設の現状を正しく認識し、今後の在り方について具体的かつ適切な提案があるか。	10	7	5	2	1
(3) 自主事業計画書の内容は適切か。	20	14	10	4	2
(4) 利用者・利用者に対するサービス向上策は適切か。	10	7	5	2	1
(5) 利用者・利用者の要望の把握及びその実現策は適切か。	10	7	5	2	1
3 事業計画書の内容が、施設の管理業務に係る経費の節減を図るものであること。（50点）					
(1) 管理経費の節減が図られる見込みがあるか。	20	14	10	4	2
(2) 経費節減のための方策は適切か。	10	7	5	2	1
(3) 人件費の設定は適切か。	10	7	5	2	1
(4) その他の管理経費の設定に無理はないか。	10	7	5	2	1
4 当該法人等が、事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。（60点）					
(1) 法人等の経営状況に問題はないか。	20	14	10	4	2
(2) 施設の管理業務に係る職員体制（管理体制・研修計画・緊急時の対応）は十分なものか。	10	7	5	2	1
(3) 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務は、必要最小限の範囲か。	10	7	5	2	1
(4) 同種の施設の管理実績があるなど必要な管理能力を期待することができるか。	10	7	5	2	1
(5) 現に施設の管理業務に従事している職員を採用して管理する意思があるか。	10	7	5	2	1
総合評定（200点）					